最終更新日：2015年11月30日
任天堂株式会社
取締役社長　君島　達己
問合せ先：総務部　075-662-9600
証券コード：7974
http://www.nintendo.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主は勿論、顧客、取引先、従業員、地域社会など利害関係や影響のある方々、いわゆるステークホルダーの利益を考慮しつつ、長期的、継続的に企業価値を最大化するよう統治されなければならないと考えており、透明性の高い健全なコーポレート・ガバナンス体制の構築及び企業倫理の向上に努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-2　招集通知の早期発送・発送前開示】
当社は、株主総会招集通知を開催日の3週間前に発送し、同日にICJプラットフォームや当社ホームページ等において日本語及び英訳の招集通知を掲載しております。株主に議案を検討いただくに十分な期間を確保できていると考えておりますが、来年度は発送前開示についても行う予定をしております。

【補充原則2-5-1　内部通報に係る体制整備】
当社では、社長を窓口とする内部通報制度を設置し、社内規程において情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止について定めております。
現状、経営陣から独立した窓口を設置しておりませんが、コーポレート・ガバナンス体制の見直しと合わせて検討しているところです。

【原則3-1(5) 経営陣幹部の選任と役員候補の指名についての説明】
当社は、法令に基づき、社外取締役・社外監査役候補者についての選任理由を開示しておりますが、来年度は株主総会招集通知において社外役員以外の役員候補者についても選任理由を開示することを検討いたします。

【原則4-8　独立社外取締役の活用】
当社は、取締役として当社特有のビジネスに精通している者を選任することを基本としており、現在、独立社外取締役はこの条件を満たす1名のみですが、複数名の選任を含めたコーポレート・ガバナンス体制の見直しを検討しているところです。

【補充原則4-11-3　取締役会全体の実効性の分析・評価】
当社は今後、各取締役の自己評価等をベースとした取締役会の実効性の分析・評価の方法を定め、今年度を対象とした評価を来年度に実施し、結果の概要を開示する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4　政策保有株式】
当社は、純投資目的以外に、業務提携または取引関係の維持・発展を目的として、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合に上場株式を保有いたします。また、適宜、保有継続の是非を検討し、保有株式の見直しを行っております。
当該株式の議決権行使につきましては、投資先の中長期的な企業価値向上の観点から、議案毎に賛否を判断しております。

【原則1-7　関連当事者間取引】
当社は、取締役との間で利益相反取引を行う場合は、法令に従い取締役会の承認を要する旨社内規程に定めております。
その他の関連当事者との取引についても、社内規程に基づき所定の手続きを行います。
また、取締役、監査役及び重要な子会社経営陣幹部に対し、毎年、関連当事者間の取引の有無の確認調査を実施しております。

【原則3-1　情報開示の充実】
(1) 当社ホームページにおいて、経営の基本方針、利益配分に関する基本方針、目標とする経営指標に関して開示しておりますので、ご参照ください。http://www.nintendo.co.jp/ir/management/policy.html
また、中長期的な経営戦略や対処すべき課題について、決算短信添付資料、事業報告等において開示するとともに、決算説明会等のIRイベントを定期的に開催し情報発信に努めております。これらの情報はすべて当社ホームページに掲載しております。
http://www.nintendo.co.jp/ir/index.html

(2) 当社ホームページ「コーポレート・ガバナンス」をご参照ください。http://www.nintendo.co.jp/ir/management/governance.html

(3) 本報告書 Ⅱ 1.【取締役報酬関係】「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」及び【インセンティブ関係】をご参照ください。

(4) 経営陣幹部、取締役及び監査役候補者については、性別、国籍に関係なく、人格、知識、経験等を総合的に判断して適任と考えられる者を選任・指名しており、取締役については当社特有のビジネスに精通している者であることを基本としております。
各候補者は、経営陣幹部で構成される経営会議にて審議の上、取締役会において決定しており、監査役候補者については監査役会の同意も得ております。

【補充原則4-1-1　経営陣に対する委任の範囲】
当社は、社内規程において取締役会付議事項として、法令・定款に定める事項及びこれに準ずる重要事項を定め、案件に応じて金額基準等を設け、付議基準を明確にしております。また、取締役会付議事項以外の案件についても、案件に応じた金額基準等を設け、経営会議や経営陣以下の各職位の決定権限を社内規程において定めております。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性基準】
当社は、株式会社東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」において規定されている独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしているほか、中立的な立場から客観的な助言をいただけるか否か、優れた人格及び専門的な知識・経験の有無を重視して、独立社外取締役を選任しております。

【補充原則4-11-1　取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
取締役会は、経営環境に照らして必要かつ合理的な最善の人数で構成することとしており、当社の選任方針に基づき、社内出身の取締役としては開発・営業・製造・経理・財務等、さまざまな分野で豊富な経験を持つ者を選任し、これに加えて、業務執行から独立し、客観的視点を持つ社外取締役を選任しております。

【補充原則4-11-2　取締役・監査役の兼任状況】
取締役・監査役の兼任状況につきましては、毎年、株主総会招集通知等において開示し、当社ホームページに掲載しております。
http://www.nintendo.co.jp/ir/index.html
なお、他の上場会社の役員としては、社外監査役1名が1社兼任しているのみです。

【補充原則4-14-2　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社は、社外役員については、就任以降、適宜、当社ビジネスに関する説明を行い、重要な経営情報や必要な情報の伝達に努めております。
社内役員については、就任時に、法令等に基づく会社役員の役割・責務に関する研修を行うとともに、就任後もコンプライアンスに関する社内研修や外部講習の受講等、必要な知識・情報を取得する機会を提供しております。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主との建設的な対話を促進するため、以下の体制整備・取組みを行っております。
・社長の統括のもと、IR担当部門が中心となり株主との個別面談等に対応しております。なお、面談には必要に応じて、社長または取締役が出席しております。
・IR担当部門は社内関係部門と連携して、必要な情報を収集し、対話の充実を図っております。
・対話において把握された株主の意見・懸念については、適時適切に経営陣幹部へ報告しております。
・決算発表前は株主との対話を控える「沈黙期間」を設定しております。また、社内規程に基づき、インサイダー情報を適切に管理しております。
・第2四半期、第3四半期、通期の決算発表後に、機関投資家等に向けて決算説明会を開催し、決算概要の説明と今後の見通しに関するプレゼンテーション、質疑応答を行っております。また、年に一度、決算説明会と同時に経営方針説明会を開催しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ジェーピー　モルガン　チェース　バンク　380055	16,754,456	11.83
ステート　ストリート　バンク　アンド　トラスト　カンパニー	15,834,289	11.18
株式会社京都銀行	5,880,200	4.15
野村信託銀行株式会社(退職給付信託三菱東京UFJ銀行口)	4,764,700	3.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,511,700	2.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,144,900	2.22
ザ　バンク　オブ　ニューヨーク　メロン　エスエーエヌブイ　10	1,878,903	1.33
株式会社ディー・エヌ・エー	1,759,400	1.24
ステート　ストリート　バンク　ウェスト　クライアント　トリーティー　505234	1,637,683	1.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,258,600	0.89

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

「大株主の状況」は、2015年9月30日現在の状況を記載しています。
キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニーから2015年10月1日付で提出されました大量保有報告書により、2015年9月24日現在において当社株式を26,150,963株(18.46%)保有している旨の報告を受けていますが、当社では2015年9月30日時点における当該法人名義での所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めていません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
水谷直樹	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
水谷直樹	○	――	水谷直樹氏は、弁護士・弁理士として当社の事業とも関わりの深い知的財産権分野に関する企業法務の実務に長年携わっており、その豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における有効性を客観的に確保するとともに、当社の経営全般に助言できる人材として選任しました。 また、同氏は、東京証券取引所が定める独立性に関する基準等を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから、独立役員に指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との連携については、期末時の実地棚卸や主要な子会社に対する会計監査に立会い、また定期的に会計監査計画及び会計監査結果の説明を受けるとともに、随時、意見交換も行っています。また、監査役と内部監査部門との連携としては、内部監査終了時に被監査部門との監査内容確認の場に立会い、内部監査報告書を受領しています。また、随時、意見交換も行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
三田村善生	税理士													
梅山克啓	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三田村善生	○	―――	三田村善生氏は、税理士として企業税務に精通しており、また税務署長等を歴任した経験を有しており、その職務を通じて培った豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の監査体制の充実に貢献できる人材として選任しました。 また、同氏は、東京証券取引所が定める独立性に関する基準等を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから、独立役員に指定しています。
梅山克啓	○	―――	梅山克啓氏は、公認会計士及び税理士として企業会計・税務に精通しており、その職務を通じて培った豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の監査体制の充実に貢献できる人材として選任しました。 また、同氏は、東京証券取引所が定める独立性に関する基準等を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから、独立役員に指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社の社外取締役及び社外監査役は全て独立役員の基準を満たしていますので、社外役員全員を独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

各取締役の業績連動型の変動報酬は、取締役の役職に応じたポイントをもとに定められた算式により算出しています。
（計算方式）
各取締役の変動報酬＝連結営業利益×0.2%×各取締役のポイント÷取締役のポイント合計
※取締役の役職別ポイント等については、直近の有価証券報告書を参照ください。
※社外取締役については、業績連動型の変動報酬はありません。
※当事業年度における法人税法第34条第1項第3号イ(1)に規定する「確定額」は、6億円を限度とします。
　すなわち変動報酬の上限額は6億円となります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

2015年3月期の取締役報酬総額

	報酬等の総額	基本報酬	変動報酬	その他の報酬
取締役(11名)	297百万円	257百万円	40百万円	－

当社の取締役ごとの連結報酬等の総額等
連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して報酬額を開示しており、直前事業年度では該当者はいません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬については、株主総会の決議により、報酬限度額を決定しています。
取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と業績連動型の変動報酬によって構成しています。固定報酬は、各取締役の役職・役割に応じて支給し、変動報酬は、連結営業利益を指標として業績向上に対するインセンティブを高めることを目的に支給しています。なお、社外取締役については、業績連動型の変動報酬はありません。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

・社外取締役や社外監査役をサポートする専任の組織はありませんが、監査役の業務の支援・補助をするために取締役から独立した監査役室を設置し、その専任スタッフ1名が、必要に応じて、社外役員をサポートしています。
・社外取締役・社外監査役に対する情報伝達体制の概要
　社外取締役・社外監査役は、取締役会に出席するほか、常勤監査役とともに、定期的に社長と面談しており、事前に配付される取締役会上程議案の説明を必要に応じて受けるなど、重要な経営情報を把握しています。また、会計監査人の監査報告会や原則として毎月開催の監査役会に、社外監査役とともに社外取締役も傍聴出席しており、監査役会においては、常勤監査役から、当月に実施した業務監査の内容と監査結果について説明を受けるほか、内部監査室が実施した内部監査の結果についても、伝達を受けています。
さらに、必要に応じて、電話、メール等により情報伝達が行われています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

経営判断等を含めた重要事項に関する業務執行の決定及び監督機関としての取締役会を構成する取締役は、当社特有のビジネスに精通している者を選任することを基本とし、社外取締役1名を含む取締役9名で構成し、任期を1年としています。また、原則として毎月1回開催の取締役会のほか、経営活動を強力に推進するため、役付取締役全員で構成される経営会議を原則として毎月2回開催して迅速かつ効率的な意思決定を行う体制としています。
監査役は4名（うち2名は社外監査役）を選任し、取締役会に出席するほか、必要と判断する重要な委員会や会議に参加しています。また、社長直轄の内部監査室が、業務部門から独立した公正・不偏の立場で内部監査を行い、関係会社を含む内部統制の推進・改善に取り組んでいます。

なお、各取締役・監査役については、性別、国籍に関係なく、人格、知識、経験等を総合的に判断して適任と考えられる者を選任し、業務執行の向上、監査・監督機能の強化を図っています。また、社外取締役・社外監査役はすべて独立役員に指定しています。
会計監査については、会計監査人は、監査役及び内部監査室とも緊密な連携を保ち、監査計画及び監査結果の報告とともに、期中においても必要な情報交換並びに意見交換を行い、効果的かつ効率的な監査を実施しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社特有のビジネスに精通している者を取締役として選任することを基本としているのは、当社は、娯楽の分野で、ソフトウェア主導でハード・ソフト一体のユニークなビジネスを展開しているためです。
これに加えて、業務執行から独立し、社内出身の取締役とは異なる客観的視点をもつ社外取締役を選任し、より経営の監視機能の強化を図るとともに、前述2に記載の体制とすることで、経営環境の変化にも迅速に対応した経営判断が可能となり、適時適正な業務執行が行える体制と考えています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日よりも早期に発送しており、株主総会開催日の3週間前を基本としています。
電磁的方法による議決権の行使	2007年6月28日に開催した第67期定時株主総会からインターネット等による議決権行使制度を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにも参加しています。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の発送日に、英訳の招集通知を当社ホームページ（http://www.nintendo.co.jp/ir/index.html）に掲載しています。 また、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにも、英訳の招集通知を提供しています。
その他	招集通知発送日に、日本語及び英訳の招集通知を当社ホームページに掲載しています。また、株主総会では、株主の皆様により理解していただくため、映像やスライドを用いて事業の概況の報告や質疑応答を行っています。さらに、この質疑応答の内容は速やかに当社ホームページで公開し、広く情報の発信に努めています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	2006年1月に制定した「情報開示規程」に則り、公平かつ適時適切な情報の開示に努めています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期、第3四半期、通期の決算発表後に、社長が出席する決算説明会を開催しているほか、年に一度、決算説明会と同時に経営方針説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報などの適時開示資料のほか、経営方針、決算ハイライト、販売データ（ハード・ソフト累計販売数量実績、主要ソフト累計販売本数実績）、株式情報、決算説明会等IRイベント情報（プレゼンテーション、質疑応答等）、有価証券報告書、四半期報告書、株主様向け報告書、アニュアルレポート、ヒストリカルデータ等を当社ホームページ（http://www.nintendo.co.jp/ir/index.html）に掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	広報室にIRグループを設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営ビジョン」及び「コンプライアンス行動規範」において、株主の負託に応えることに加え、広く社会に貢献し、社会から信頼される企業となるよう努めるべきことを定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業の責務として、次世代にもより良い環境を引き継いでいくため、地球環境保護に積極的に取り組むとともに、商品や事業活動の特性を活かした社会貢献活動を中心に、社会の一員として地域の特性にあわせた活動に取り組んでいます。こうした活動の詳細については、CSRレポートを作成し、当社ホームページ（http://www.nintendo.co.jp/csr/index.html）に掲載しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社法、金融商品取引法等の法律及び東京証券取引所の定める規則を遵守し、2006年1月に制定した「情報開示規程」に則り、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーに対し、公平かつ適時適切な情報の開示に努めています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループ全体の健全な経営体制の整備・維持・向上を図るとともに業務の適正を確保するため、以下のとおり内部統制の推進・改善に取り組んでいます。

(1)当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社においては、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス・プログラム(法務リスク管理方針)を定め、コンプライアンスに関する規範体系を明確にするとともに、コンプライアンス委員会を設置して「コンプライアンス・マニュアル」の策定その他コンプライアンスの推進施策を実施しています。このほか、不正行為の早期の発見及び是正を図るため、内部通報制度(コンプライアンス・ホットライン)を設置しています。
また、監査役による定期的な監査のほか、社長直轄の内部監査室が内部監査を通じて、各部門の内部統制の運営及び財務報告プロセスが適切かつ有効であるかを定期的に評価するとともに、改善等の施策を提案・助言しています。

(2)当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社においては、取締役の職務執行に係る情報は、取締役会、経営会議その他重要な会議に関する議事録及び稟議書等の文書(電磁的記録を含む。)として記録し、社内規程に基づきそれぞれ適切な年限を定めて保存及び管理する体制としています。

(3)当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社においては、各部門がそれぞれ所管する業務に付随するリスクを管理することを基本としています。また、内部監査室が各部門のリスク管理体制をモニタリングし、改善等の施策の提案・助言を行う体制としています。さらに、コンプライアンス委員会のもと、各部門におけるコンプライアンスの徹底を推進する体制としています。このほか、製品安全委員会等を設け、製品の安全性を保証し、製品事故発生の防止と、万一、発生した時には速やかな対応を図ることとしています。

(4)企業集団における業務の適正を確保するための体制
各子会社における業務の適正を確保することにより、当社グループ全体での業務の適正の確保を推進する体制としています。
子会社におけるリスクの管理と業務の効率的な遂行等を図るため、当社においては、子会社を適用対象とした社内規程を制定しています。当該規程に基づき、当社主管部門が、それぞれ担当する各子会社から必要に応じて情報等の提供を受けて経営状況等の把握・管理を行うとともに、各子会社における重要な事項については当社の事前承認を要することとしています。
また、子会社に対しては、当社の会計監査人による監査のほか、当社の監査役による監査も必要に応じて行っています。当社の内部監査室も適宜子会社について内部監査を行い、内部統制に関する指導または協力を行っています。主要な子会社には内部監査部門を設置し、当社関係部門の協力のもと、各社の規模や各地域の法制等の実情に従った内部統制システムの構築を推進しています。
当社グループ全体のコンプライアンスの強化・推進を図るため、当社は、各子会社に対して必要に応じてコンプライアンスに関する指導または協力を行うほか、主要な子会社には、当社に直接通報を行うことのできる内部通報制度を設置しています。また、当社と主要な海外子会社のトップマネジメント等により構成するグローバル・コンプライアンス・コンファレンスのもと、各社のコンプライアンス責任者による定期的な会議を行っています。

(5)当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社においては、監査役の業務の支援、補助をする専任の組織として監査役室を設置しています。
また、監査役室の使用人は、監査役の同意に基づき専属として選任され、監査役の指示のもと監査に関する業務を処理しています。

・当社の監査役への報告に関する体制
当社の社長は、当社の監査役と定期的な会議を行うほか、適時に監査役に対して法定事項を報告するようにしています。また、当社の内部監査室は、内部監査の報告書を当社の監査役に提出し、さらに当社の取締役等は、子会社の取締役等から報告を受けた事項、その他当社及び子会社に係る業務執行に関する事項を必要に応じて当社の監査役に報告しています。
また、当社の監査役への報告者に対して、不利益な取扱いを行うことはありません。

・その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社の監査役は、取締役会に出席するほか、必要と判断する重要な委員会や会議に参加することを通じて監査が実効的に行われることを確保するとともに、その職務の執行に関して費用の請求をした場合は、法令に則り、社内規程に基づき処理しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で臨むこととし、社内に対応統括部署を設け、会社全体として対応する体制としています。また、有事に備えて、平時より、警察や弁護士等の外部専門機関との連携体制を構築しています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社の取締役会は、当社が公開会社としてその株式の自由な売買が認められている以上、当社株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案が行われた場合にそれに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えています。
しかしながら、株式の買付けや買収提案の中には、その目的等から見て対象企業の企業価値・株主共同の利益を損なうおそれのあるものの存在も否定できないところであり、そのような買付けや買収提案は不適切なものであると考えています。現在のところ、当社においては、株式の買付けや買収提案が行われた場合の具体的な取り組みはあらかじめ定めていませんが、このような場合に備えた体制については既に整備しています。
また、株主の皆様に対して善管注意義務を負う経営者の当然の責務として、株式の買付けや買収提案に際しては、慎重に当社の企業価値・株主共同の利益への影響を判断し、適切と考えられる措置を講じます。
具体的には、社外の専門家も起用して株式の買付けや買収提案の評価及び買付者や買収提案者との交渉を行うほか、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうと判断される株式の買付けや買収提案に対しては、具体的な対抗措置の要否及び内容を決定し、実行する体制を整えます。なお、いわゆる「買収防衛策」の導入については、買収行為に係る法制度や判例、関係当局の見解等を踏まえ、今後も検討を継続します。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

(1)情報開示の基本的な方針
当社は、会社法、金融商品取引法等の関係法令及び東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」に則り、全ての資本市場参加者が平等に当社の開示情報を入手できるよう、「情報開示規程」を定め、公平かつ適時適切な情報開示を行っています。情報管理については、社内規則(情報管理規程、内部者取引の規制及び内部情報の管理に関する規程等)を制定し、インサイダー取引の防止に努めています。

(2)適時開示に係る社内体制
・「有価証券上場規程」に定める会社情報の管理及び責任者として、経営統括本部長を情報取扱責任者と定めています。
・適時開示の適法性、正確性、公平性を確保するため、社長・経営統括本部長・広報室長による開示検討を行います。

(3)適時開示に係る社内手続
・適時開示に該当する事項が発生した場合、または発生することが明らかな場合には、該当情報の所轄部署(子会社情報においては、当該子会社を管理する部署)が経営統括本部に報告します。
・経営統括本部は、該当情報の所轄部署と連携し、適時開示の必要の有無について調査・確認を行います。
・経営統括本部は、必要に応じて広報室、総務本部及びその他関連部門と適時協議または調整を行い、速やかに調査結果を情報取扱責任者に報告します。
・情報取扱責任者は、報告された情報について、東京証券取引所規則等ならびに関係法令等に基づき、社長、広報室長との協議により、開示要否の判断を行い、必要に応じて取締役会の承認を得た後、情報を開示します。

(4)情報開示の方法
「有価証券上場規程」に該当する情報は、同規則に従い、東京証券取引所の提供する適時情報開示システムにて開示します。また、開示した情報に加え、決算に関する補足説明等、利害関係者にとって有益であると思われる情報については、積極的に当社のホームページに掲載し、周知徹底を図っています。

(5)適時開示体制を対象としたモニタリングの整備
社長直轄の内部監査室は、適時開示体制が適切かつ有効に整備・運用されているかを定期的に監査し、問題点を発見した場合は、改善提案等を実施しています。また、監査役は、内部監査室より当該監査の結果について適宜報告を受けるほか、取締役等から伝達された開示情報が、適時に開示されているかどうかをモニタリングしています。

【参考資料:コーポレート・ガバナンス体制(模式図)】

